

赤穂市子ども・子育て新制度に係る各種基準条例（案）の
意見募集の実施結果について

案 件 名	<p>1. 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>2. 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>3. 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p>
募 集 期 間	平成26年7月1日（火）～平成26年7月31日（木）
意見募集の趣旨・目的	<p>「子ども・子育て支援法」の制定に基づき、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進する新しい制度が平成27年度から開始される予定です。</p> <p>子ども・子育て支援新制度において、施設や事業の整備及び運営の基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、市町村が条例で定めることとされています。</p> <p>このため、以下の条例案について広く市民の皆様のご意見を募集したものです。</p>
募集結果の概要	別紙のとおり
意見提出数	2名（8件）
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） ・ 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） ・ 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） ・ 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） ・ 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案） ・ 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

問 合 せ 先	赤穂市健康福祉部子育て健康課 電話 0791-43-6808 FAX 0791-45-3396 Email kosodate@city.ako.lg.jp
---------	---

1. 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

項目等	意見等の概要	市の考え方
国基準適用について	「地域の実情に応じ『従うべき基準』を上回る内容を定めることは許容される」の説明が、パブリックコメントになされていないのではないか。	「従うべき基準」の詳細な用語説明につきましては、一般的に条例を委任する場合の基準設定の類型であり、今回提案した条例独自の用語ではないことから、パブリックコメントの中では特に説明を記載いたしておりません。
職員（条例第23条、第29条、第31条、第34条、第39条、第44条、第47条） と食事の提供の特例（条例第16条）について	<p>家庭的保育事業等の認可基準は、ほとんどの事業で保育の担い手は、保育士資格を必要とせず、研修のみでいいとしている。居宅訪問型保育事業では、深夜において一人の保育者による保育が想定されているにもかかわらず、保育士資格は必要とせず保育の経験がなくとも事業ができるとなっている。また、家庭的保育事業等の給食は、三歳児未満が主たる対象児であるにもかかわらず、外部搬入を認めるなど、保育の質の低下だけでなく、保育の安全面でも問題を残す条例案となっている。</p> <p>子育て世代の定住支援を重要政策として、本市の独自性を発揮し国基準を上回る条例案を求める。</p>	<p>待機児童の解消と保育士不足の現状により、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるように、必要数の増大に対応する観点から、家庭的保育事業等の職員につきましては、市長が行う研修を修了した者についても保育に従事できるようにしています。その上で保育の質を確保するために、連携施設の設定を求めています。</p> <p>また、食事の提供の特例につきましては、園外で調理された給食の搬入は原則として認めていなく、外部搬入することができる家庭的保育事業者等は、調理業務の受託者に衛生面や栄養面で調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とするなどの要件を満たすことが必要であります。さらに搬入施設は連携施設または関連する事業所等に限定していることから、安全面は確保されていると考えます。</p> <p>したがって、国の基準どおりとしたいと考えております。</p>

※その他のご意見（条例に関するもの以外） 1件

- ・子ども・子育て会議での「従うべき基準」説明に関する事

2. 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(案)

項目等	意見等の概要	市の考え方
幼稚園、保育所の教育内容について（条例第15条）	幼稚園と保育所を比べると、生活態度や運動、読み書き等の指導に差があるように感じるが、幼稚園と保育所の教育内容を同じものにすることはできないか。	保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領という、国の定める基準に基づき教育、保育を実施することが義務付けられておりますが、いずれも幼児教育については、全く同じ方針であるため、教育内容に保育所、幼稚園の違いはありません。 小学校入学時には、必要なことは自分で考えて意欲的に、主体的に授業や生活に臨める力をつけていくための教育内容となっております。

※その他のご意見（条例に関するもの以外） 1件
・3歳児からの幼稚園3年保育の実施に関する事

3. 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

項目等	意見等の概要	市の考え方
アフタースクールで受け入れる学年について（条例第5条）	1年生から6年生まで受け入れてほしい。	赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）第5条第1項で「小学校に就学している児童」とし、小学校1年生から6年生までを対象としています。
アフタースクールの開所時間について（条例第18条）	アフタースクールの時間を午前7時から午後7時くらいまで延長してほしい。	赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）第18条第1項に規定しており、地域の状況等を考慮して定めることとしています。

※その他のご意見（条例に関するもの以外） 1件
・アフタースクールの場所は学校を開放してほしい

その他のご意見につきましては、条例（案）に関してのものではないため、貴重なご意見としてお聞きいたします。

